

平成 18 年 4 月 10 日

各 位



会社名 株式会社 A C C E S S
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4 8 1 3 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部長 藤田 宇明
(TEL . 0 3 - 5 2 5 9 - 3 5 1 1)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 18 年 4 月 10 日開催の当社取締役会において、平成 17 年 4 月 26 日開催の当社第 21 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日の前日の平成 18 年 4 月 17 日に決定する予定です。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 18 年 4 月 18 日を予定 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 1,500 個 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償で発行するものとする。 |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,500 株（新株予約権 1 個につき 3 株） |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 | 各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）は、未定であります。行使価額は、以下の方法により決定されるものとする。
新株予約権発行日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。但し、その価額が新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 19 年 4 月 27 日から平成 27 年 4 月 26 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。 |
| 8. 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 | 未定 |

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

11. 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役、監査役、従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員
合計 345 名

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 17 年 3 月 30 日

(2) 定時株主総会の決議日

平成 17 年 4 月 26 日

以上